

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C 2 20 サービス勘定事業(しらかばハイツ・清峰園)事務	関係項目	
分科会・専門部会の調整方針	運営形態の違い(直営と事業団方式)があるため、大きな違いがある。形態を調整し、新市として統一した形態とすべき。		

現 況		具体的な調整方法																														
風 連 町	名 寄 市																															
<p>1 【平成 15 年度決算額】</p> <p>歳入総額 411,923,146 円</p> <p>歳出総額 403,136,015 円(翌年度繰越額 8,787,131 円)</p> <p>内 訳(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳 入</th> <th>歳 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費収入 297,667</td> <td>施設管理費 316,816</td> </tr> <tr> <td>予防給付費収入 7,445</td> <td>居宅サービス事業費 11,715</td> </tr> <tr> <td>自己負担金収入 35,498</td> <td>施設介護 73,671</td> </tr> <tr> <td>他会計繰入金 61,614</td> <td>サービス事業費</td> </tr> <tr> <td>繰越金 8,986</td> <td>居宅介護 932</td> </tr> <tr> <td>雑入 711</td> <td>支援事業費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成 15 年度実績】 (年間) (月平均)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しらかばハイツ」入所 951 件 79 件 ・「しらかばハイツ」短期入所 165 件 14 件 ・デイサービスセンター 695 件 58 件 ・居宅介護支援事業所 941 件 78 件 	歳 入	歳 出	介護給付費収入 297,667	施設管理費 316,816	予防給付費収入 7,445	居宅サービス事業費 11,715	自己負担金収入 35,498	施設介護 73,671	他会計繰入金 61,614	サービス事業費	繰越金 8,986	居宅介護 932	雑入 711	支援事業費	<p>【平成 15 年度決算額】</p> <p>歳入総額 544,580,416 円</p> <p>歳出総額 544,580,416 円</p> <p>内 訳(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>歳 入</th> <th>歳 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費収入 435,878</td> <td>居宅介護 68,493</td> </tr> <tr> <td>自己負担金収入 49,528</td> <td>サービス事業費 431,479</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金 59,174</td> <td>施設介護</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サービス事業費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>居宅介護 11,316</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支援事業費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公債費 33,292</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成 15 年度サービス利用実績】 (年間) (月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清峰園入所 1,185 件 99 件 ・短期入所 406 件 34 件 ・楽々館(デイサービス) 809 件 67 件 ・友遊館(デイサービス) 1,128 件 94 件 ・サービス計画 1,322 件 110 件 	歳 入	歳 出	介護給付費収入 435,878	居宅介護 68,493	自己負担金収入 49,528	サービス事業費 431,479	一般会計繰入金 59,174	施設介護		サービス事業費		居宅介護 11,316		支援事業費		公債費 33,292	
歳 入	歳 出																															
介護給付費収入 297,667	施設管理費 316,816																															
予防給付費収入 7,445	居宅サービス事業費 11,715																															
自己負担金収入 35,498	施設介護 73,671																															
他会計繰入金 61,614	サービス事業費																															
繰越金 8,986	居宅介護 932																															
雑入 711	支援事業費																															
歳 入	歳 出																															
介護給付費収入 435,878	居宅介護 68,493																															
自己負担金収入 49,528	サービス事業費 431,479																															
一般会計繰入金 59,174	施設介護																															
	サービス事業費																															
	居宅介護 11,316																															
	支援事業費																															
	公債費 33,292																															

<p>【職員数等】</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日現在</p> <p>・特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」</p> <p>施設長（兼） 1 人 次長（兼）1 人 係長（兼） 1 人 生活相談員 1 人 介助員 2 人 主任介護員 2 人 副主任介護員 4 人 介護員 28 人（内臨職 15 人） 主任看護師 1 人 看護師 2 人 栄養士 1 人 調理員 10 人（内臨職 7 人） 補助員 1 人（臨職） 宿直員 3 人（臨職）</p> <p>・デイサービスセンター</p> <p>施設長（兼） 1 人 次長（兼）1 人 係長（兼）1 人 生活相談員（兼）1 人 生活相談員兼技師 1 人 介護員 5 人（内臨職 4 人） 看護師 1 人 調理員 1 人（臨職）</p> <p>・居宅介護支援事業所</p> <p>施設長（兼） 1 人 係長（兼）1 人 生活相談員（兼）2 人</p>	<p>【事業の委託】</p> <p>事業の実施及び施設の管理運営については、社会福祉法人 名寄市社会福祉事業団に委託（施行規則第 43 条）</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	--

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C-1-12 生活管理指導事業（短期宿泊）
分科会・専門部会の調整方針	特別養護老人ホームの運営形態の違いによるところが大きく、運営形態を統一し新市において同じサービスを提供する。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
<p>【事業の目的】 介護保険の要支援、要介護の認定を受けていない、65歳以上の高齢者を対象に、旅行などによる介護者が不在になる場合に、高齢者が短期に宿泊して生活管理等の指導を受けることにより、介護者の介護疲れ、不安等に対する支援を図る。</p> <p>【概要】 サービス内容 特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」での短期宿泊による生活管理指導</p> <p>利用基準 原則として、1回7日以内、ただし、特別な理由があるときは、必要最小限の範囲で延長することができる。</p> <p>利用料 1日当たり 利用者負担 3,600円 ・ただし、重度身体障害者は、国の身体障害者短期入所事業に係る国庫補助基準単価とし、その者が生活保護世帯の場合は費用の負担を減免することができる。</p>	<p>【事業の目的】 要介護状態への進行を防止するため、特別養護老人ホームの空き部屋を活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p> <p>【概要】 内容 特別養護老人ホーム「清峰園」での短期宿泊による生活管理指導。</p> <p>利用基準 年2回とし、1回の利用は7日以内とする。</p> <p>利用料 1日あたり 利用者負担 1,570円 公費負担 8,750円 利用料減免：市民税非課税世帯</p> <p>(実績) 平成15年度 実利用人数5名、利用日数34日、事業費298千円</p>	<p>特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」の経営形態との関連性が高い</p>

<p>(実績)平成 15 年度 実人数 8 人 延人数 63 人</p> <p>実施施設 風連町特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」</p> <p>【事業費の内訳】 平成 16 年度当初予算</p> <table border="0"> <tr> <td>道補助金</td> <td>1,839 千円 (補助率 3/4 以内)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>180 千円 (利用者負担金)</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>886 千円</td> </tr> </table>	道補助金	1,839 千円 (補助率 3/4 以内)	その他	180 千円 (利用者負担金)	一般財源	886 千円	<p>実施施設 名寄市特別養護老人ホーム「清峰園」</p> <p>委託先 社会福祉法人 名寄市社会福祉事業団</p> <p>【経費負担】 道 3/4 市 1/4</p>	
道補助金	1,839 千円 (補助率 3/4 以内)							
その他	180 千円 (利用者負担金)							
一般財源	886 千円							

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C - 10 使用料・手数料等の扱い C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C - 5 3 早期・長時間保育事業 C 5 5 一時保育事業 C 5 8 保育料(認可) C 5 14 保育所通所助成事業 C 5 15 私立幼稚園就園奨励補助・私立幼稚園振興補助金
分科会・専門部会の調整方針	現在、両市町間の保育料に相当の開きがあるが、同一自治体の中では認可保育所は同一の保育料徴収基準額表を用いなければならない。他の制度の違いとともに時間をかけて住民理解を得ながら統一していく必要がある。		

現 況		具体的な調整方法																																																								
風 連 町	名 寄 市																																																									
1	<p>風連町保育所保育料徴収規則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定 義</th> <th>月額保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>前年度分の市町村民税が非課税世帯</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>前年度分の市町村民税が課税世帯</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日改正)</p>	階層区分	定 義	月額保育料	第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	第2階層	前年度分の市町村民税が非課税世帯	6,000円	第3階層	前年度分の市町村民税が課税世帯	13,000円	<p>平成15年度保育所徴収基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>所得など</th> <th>3才未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護受給世帯(単給受給世帯を含む)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>19,500円</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>所得税20,000円未満</td> <td>30,000円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>D2</td> <td>所得税20,000～64,000円</td> <td>30,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>D3</td> <td>所得税64,000～160,000円</td> <td>42,500円</td> <td>37,500円</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>所得税160,000～220,000円</td> <td>50,000円</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>D5</td> <td>所得税220,000～408,000円</td> <td>61,000円</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>D6</td> <td>所得税408,000～510,000円</td> <td>66,500円</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>D7</td> <td>所得税510,000円以上</td> <td>80,000円</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>～は 円以上 円未満を表す</p>	階層	所得など	3才未満児	3歳以上児	A	生活保護受給世帯(単給受給世帯を含む)	0円	0円	B	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	C	市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円	D1	所得税20,000円未満	30,000円	25,500円	D2	所得税20,000～64,000円	30,000円	27,000円	D3	所得税64,000～160,000円	42,500円	37,500円	D4	所得税160,000～220,000円	50,000円	42,000円	D5	所得税220,000～408,000円	61,000円	42,000円	D6	所得税408,000～510,000円	66,500円	42,000円	D7	所得税510,000円以上	80,000円	42,000円
階層区分	定 義	月額保育料																																																								
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円																																																								
第2階層	前年度分の市町村民税が非課税世帯	6,000円																																																								
第3階層	前年度分の市町村民税が課税世帯	13,000円																																																								
階層	所得など	3才未満児	3歳以上児																																																							
A	生活保護受給世帯(単給受給世帯を含む)	0円	0円																																																							
B	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円																																																							
C	市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円																																																							
D1	所得税20,000円未満	30,000円	25,500円																																																							
D2	所得税20,000～64,000円	30,000円	27,000円																																																							
D3	所得税64,000～160,000円	42,500円	37,500円																																																							
D4	所得税160,000～220,000円	50,000円	42,000円																																																							
D5	所得税220,000～408,000円	61,000円	42,000円																																																							
D6	所得税408,000～510,000円	66,500円	42,000円																																																							
D7	所得税510,000円以上	80,000円	42,000円																																																							

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C - 10 使用料・手数料等の扱い C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C - 5 3 早期・長時間保育事業 C 5 5 一時保育事業 C 5 8 保育料(認可) C 5 保育所通所助成事業 C 5 15 私立幼稚園就園奨励補助・私立幼稚園振興補助金
分科会・専門部会の調整方針	現在、両市町間の保育料に相当の開きがあるが、同一自治体の中では認可保育所は同一の保育料徴収基準額表を用いなければならない。他の制度の違いとともに時間をかけて住民理解を得ながら統一していく必要がある。		

現 況		具体的な調整方法														
風 連 町	名 寄 市															
<p>2 遠距離通所・通園事業（町内全域対象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通所・通遠距離数(片道)</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 km以上4 km未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4 km以上5 km未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>5 km以上6 km未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6 km以上7 km未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>7 km以上8 km未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>8 km以上</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助額は世帯当り年間限度額)</p> <p>* 月途中で異動が生じたとき、月割り計算・当該月分は日割り計算した額とする。</p> <p>事務の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書を毎年4月30日まで提出・途中入園のときはすみやかに提出を受け審査して認めときは申請者に通知する。 <p>補助金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該月の保険料の納入確認後の毎月末までに支給する。ただし、4月から7月までの4ヶ月分は8月末の支給とする。 ・ 異動があったときはすみやかに支給する。 	通所・通遠距離数(片道)	補 助 額	3 km以上4 km未満	10,000円	4 km以上5 km未満	20,000円	5 km以上6 km未満	30,000円	6 km以上7 km未満	40,000円	7 km以上8 km未満	50,000円	8 km以上	60,000円	<p>へき地保育所幼児交通費助成事業</p> <p>中名寄保育所の閉所にともない、中名寄保育所運営委員会が実施する中名寄地区の幼児を対象として、幼児施設(保育所・幼稚園)へ通所する交通費の助成事業に対し補助金を交付し、運営の円滑な推進を図り、もって児童福祉の向上を図る</p> <p>【助成基準】</p> <p>期毎に次の算式により算出し、上期分(4月～9月)、下期分(10月～3月)それぞれの月の累計額とし10円未満は四捨五入する。(補助率 10分の10)</p> <p>・ 算式</p> <p>必要ガソリン量(レギュラー) × 単価 必要ガソリン量 = 距離 × 通所日数 × 2回 ÷ 当り10km 単価 = 月の初日の価格 (名寄市と名寄地方石油協同組合との契約金額)</p> <p>距離 = 対象幼児の自宅から通所施設間を名寄市全図縮尺図5万分の1をキルビメーター測定器で測定した距離とする。(端数は四捨五入する。)</p> <p>平成16年度で事業終了</p>	
通所・通遠距離数(片道)	補 助 額															
3 km以上4 km未満	10,000円															
4 km以上5 km未満	20,000円															
5 km以上6 km未満	30,000円															
6 km以上7 km未満	40,000円															
7 km以上8 km未満	50,000円															
8 km以上	60,000円															

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C - 10 使用料・手数料等の扱い C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C - 5 3 早朝・長時間保育事業 C 5 5 一時保育事業 C 5 8 保育料(認可) C 5 保育所通所助成事業 C 5 15 私立幼稚園就園奨励補助・私立幼稚園振興補助金
分科会・専門部会の調整方針	現在、両市町間の保育料に相当の開きがあるが、同一自治体の中では認可保育所は同一の保育料徴収基準額表を用いなければならず他の制度の違いとともに時間をかけて住民理解を得ながら統一していく必要がある。		

現 況		具体的な調整方法																														
風 連 町		名 寄 市																														
3	<p>子育て奨励費・幼稚園就園奨励費事業 保育所並びに幼稚園に入園している児童の保護者負担の軽減を図り、未来を担う子どもたちの健全な育成に資する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">対象経費</th> <th colspan="3">児童1人当り補助限度額(年額)</th> </tr> <tr> <th>1人目</th> <th>2人目</th> <th>3人目以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町民税非課税世帯</td> <td rowspan="5">保 育 料 の 合 計 額</td> <td>72,000円</td> <td>36,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>町民税所得割非課税世帯</td> <td>104,900円</td> <td>78,000円</td> <td>15,600円</td> </tr> <tr> <td>町民税所得割8,800円以下</td> <td>80,400円</td> <td>78,000円</td> <td>15,600円</td> </tr> <tr> <td>町民税所得割102,100円以下</td> <td>56,500円</td> <td>78,000円</td> <td>15,600円</td> </tr> <tr> <td>町民税所得割102,101円以上</td> <td>28,250円</td> <td>62,000円</td> <td>15,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対象経費	児童1人当り補助限度額(年額)			1人目	2人目	3人目以上	町民税非課税世帯	保 育 料 の 合 計 額	72,000円	36,000円	7,200円	町民税所得割非課税世帯	104,900円	78,000円	15,600円	町民税所得割8,800円以下	80,400円	78,000円	15,600円	町民税所得割102,100円以下	56,500円	78,000円	15,600円	町民税所得割102,101円以上	28,250円	62,000円	15,600円	<p>幼稚園就園奨励費</p> <p>【趣旨】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担を図るため</p> <p>【補助の範囲・基準】 名寄市行政区域内にある私立幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳時、5歳児のうち、名寄市民である保護者に対し入園料及び保育料を補助することとする。 区分と補助限度額については、国庫補助基準と同様</p> <p>【概要】 ・申請方法 5月下旬に保護者に周知し、6月30日までに申請書を幼稚園経由で名寄市教育委員会に提出。 ・支給時期 年2回(10月・3月) 幼稚園より保育料納付確認の証明書提出後支給 ・途中入園については随時受付</p> <p>【予算】 24,146千円(平成15年度) 事業の負担割合 国:1/3以内 市:1/3以上</p>	
区 分	対象経費			児童1人当り補助限度額(年額)																												
		1人目	2人目	3人目以上																												
町民税非課税世帯	保 育 料 の 合 計 額	72,000円	36,000円	7,200円																												
町民税所得割非課税世帯		104,900円	78,000円	15,600円																												
町民税所得割8,800円以下		80,400円	78,000円	15,600円																												
町民税所得割102,100円以下		56,500円	78,000円	15,600円																												
町民税所得割102,101円以上		28,250円	62,000円	15,600円																												

名寄市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

区 分		補助対象経費	補助限度額(年額)		
			1 人就園の場合及び 同一世帯から 2 人以上 就園している場合 の最年長者(第 1 子)	同一世帯から 2 人以上 就園している場合 の 次年長者(第 2 子)	同一世帯から 3 人以上 就園している場合 の左記以外の園児 (第 3 子)以降
	生活保護法の規定による保護を受けて いる世帯	入園料、 保育料の 合計額	137,700 円	196,000 円	253,000 円
	当該年度に納付すべき市町村民税 が非課税となる世帯		104,900 円	176,000 円	246,000 円
	当該年度に納付すべき市町村民税 の所得割が非課税となる世帯		80,400 円	161,000 円	241,000 円
	当該年度に納付すべき市町村民税 の所得割課税額が 8,800 円以下の世帯		56,50 円	147,000 円	237,000 円
	当該年度に納付すべき市町村民税 の所得割課税額が 102,100 円以下の世 帯				

幼稚園振興費補助金

【趣旨】

名寄市に所在する私立幼稚園に対し、その経営の健全化と父母負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資するため

【補助の範囲】 私立幼稚園が行う次の事業に対して、予算の範囲内で補助を交付する。

- ・ 幼稚園管理運営事業 1 学級当り・・・ 12,000 円
園児 1 名当り・・・ 600 円
 - ・ 教職員研修事業 1 園当り・・・ 50,000 円
 - ・ 障害児幼児教育事業 1 園当り・・・ 120,000 円
- 金額については 15 年度の補助金額

【予算】

1,426 千円(平成 15 年度)
事業の負担割合 市 : 10/10

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C - 10 使用料・手数料等の扱い C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C - 5 3 早朝・長時間保育事業 C 5 8 保育料(認可) C 5 15 私立幼稚園就園奨励補助・私立幼稚園振興補助金	C 5 5 一時保育事業 C 5 保育所通所助成事業
分科会・専門部会の調整方針	現在、両市町間の保育料に相当の開きがあるが、同一自治体の中では認可保育所は同一の保育料徴収基準額表を用いなければならない。他の制度の違いとともに時間をかけて住民理解を得ながら統一していく必要がある。			

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
4	<p>早朝・長時間保育事業</p> <p>【目的】 保育園の在園児に対し延長保育を実施することにより、園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援する。</p> <p>【概要】 ・実施保育園 さくら保育園 ・延長保育時間 17:30～19:00</p> <p>【事務手順】 延長保育の申込書を取る</p> <p>【保育料】 風連町保育所保育料徴収規則の<u>月額保育料の金額の10%の額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 生活保護世帯による被保護世帯 0円 ・第2 前年度分の市町村民税が非課税世帯 6,000円 ・第3 前年度分の市町村民税が課税世帯 13,000円 <p>1か月のうち利用する日数・時間に関係なく上記金額の10%の額</p>	<p>早朝・長時間保育事業</p> <p>【目的】 保護者の就労形態の多様化にともなう延長保育に対する需要に対応すること。</p> <p>【概要】 ・実施保育所 2箇所（西保育所、南保育所） ・延長保育時間 18:00～19:00</p> <p>【事務手順】 延長保育の申込書を取る</p> <p>【保育料】 <u>1回あたり200円</u></p>	<p>・保護者の就労形態の多様化等による需要が高いため、今後も継続していく事業であるが、料金設定において調整の必要がある。</p> <p>風連町の利用料設定の場合、新市での保育料徴収基準額表の影響を受けるため、それが定まらない現時点においては額が不明確である。</p>

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C - 10 使用料・手数料等の扱い C - 14 各種事務事業の取扱い	関係項目	C - 5 3 早期・長時間保育事業 C 5 5 一時保育事業 C 5 8 保育料(認可) C 5 保育所通所助成事業 C 5 15 私立幼稚園就園奨励補助・私立幼稚園振興補助金
分科会・専門部会の調整方針	現在、両市町間の保育料に相当の開きがあるが、同一自治体の中では認可保育所は同一の保育料徴収基準額表を用いなければならない。他の制度の違いとともに時間をかけて住民理解を得ながら統一していく必要がある。		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
5	<p>一時保育事業</p> <p>【目的】 保護者等の就労形態や傷病等により、児童が継続的に保育に欠けるとき、緊急かつ一時的に保育が必要なとき、又は育児に対する心理的、肉体的負担を解消するために保育が必要なときなど、該当児童に対する一時的な保育を実施するために必要な事項を定め、児童福祉の増進をはかる。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施保育園 さくら保育園 ・保育時間 午前8時30分～午後5時30分 ・保育期間 週3日以内 <p>施設長が特に必要と認めたときは保育日数を増やすことができる。</p> <p>【事務手順】 一時保育の申込書を取る</p> <p>【保育料】 一人1日 1,000円 4時間以内 500円</p>	<p>一時保育事業</p> <p>【目的】 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的に保育に欠ける児童及び保護者の傷病等により、緊急的に保育に欠ける児童並びに保護者の育児に伴う負担の解消のため一時的に保育に欠ける児童に対する一時保育の需要に対応すること。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施保育所 1箇所（中央保育所） ・保育時間 8:30～17:00 ・保育期間 実施施設における保育期間は、原則として週3日又は月12日以内とする。ただし、緊急保育サービス事業は、原則として1箇月を限度とする。 <p>【事務手順】 一時保育の申込書を取る</p> <p>【保育料】 一日あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児 1,800円 ・3歳以上児 1,500円 	<p>・市民ニーズが高いため、継続事業として実施し、保育時間帯と利用料については調整の必要がある。</p>

風連町・名寄市保育料比較資料(参考)

(平成16年度)

3歳未満児

階層	階層区分の定義	国基準	名寄市	風連町
第1	生活被保護世帯・単給世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000
第3	市民税課税世帯であって所得税非課税世帯	19,500	19,500	13,000
第4	所得税20,000円未満の世帯	30,000	30,000	
	所得税20,000円以上64,000円未満の世帯			
第5	所得税64,000円以上160,000円未満の世帯	44,500	42,500	
第6	所得税160,000円以上220,000円未満の世帯	61,000	50,000	
	所得税220,000円以上408,000円以下の世帯		61,000	
第7	所得税408,000円以上510,000円以下の世帯	80,000	66,500	
	所得税510,000円以上の世帯		80,000	

3歳以上児

階層	階層区分の定義	国基準	名寄市	風連町
第1	生活被保護世帯・単給世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯	6,000	6,000	6,000
第3	市民税課税世帯であって所得税非課税世帯	16,500	16,500	13,000
第4	所得税20,000円未満の世帯	27,000	25,500	
	所得税20,000円以上64,000円未満の世帯		27,000	
第5	所得税64,000円以上160,000円未満の世帯	41,500	37,500	
第6	所得税160,000円以上220,000円未満の世帯	42,000	42,000	
	所得税220,000円以上408,000円以下の世帯			
第7	所得税408,000円以上510,000円以下の世帯	42,000	42,000	
	所得税510,000円以上の世帯			

専 門 部 会 決 裁 項 目

(保 育 所 分 科 会)

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
C	5	1	保育所・保育園事業（認可）	認可保育所は継続移行とする	定員については今後の状況を見ながら考慮する
		2	乳児保育	風連町生後 57 日 名寄市生後 43 日から受入	生後の受入開始月齢を統一して存続
		4	障害児保育	名寄市のみで実施	合併後も継続実施で対象当を調整
		6	広域保育委託	両市町の取り組みに差異なし	継続事業として実施
		7	保育所給食	両市町とも各保育所で実施	継続事業として実施
		9	保育料の減免（認可）	減免基準については差異なし	継続実施
		10	保育所入・退所事務	事務取扱については差異なし	継続実施
		11	保育所・保育園事業（へき地等）	へき地保育所・季節保育所は名寄市のみ設置	継続実施
		12	保育料（へき地等）	へき地保育所・季節保育所は名寄市のみ設置	継続実施
		13	保育料の減免（へき地等）	へき地保育所・季節保育所は名寄市のみ設置	継続実施

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	B - 5 一部事務組合等の取扱	関係項目	
------	------------------	------	--

現 況		具体的な調整方法
風 連	名 寄	
<p>17 【消防署の組織、位置、管轄区域などの状況】</p> <p>消防署の位置 風連町南町 6 5 番地の 1</p> <p>名称 風連消防署</p> <p>管轄区域 風連町全域</p> <p>(署の組織)</p> <p>消防署に係を置く。</p> <p>庶務係</p> <p>予防係</p> <p>警防係</p> <p>機械係</p> <p>救急係</p>	<p>消防署の位置 名寄市西 4 条北 3 丁目 14,15,16 番地</p> <p>名称 名寄消防署</p> <p>管轄区域 名寄市全域</p> <p>(署の組織)</p> <p>消防署に次の課及び係を置く。</p> <p>庶務課</p> <p>庶務係</p> <p>消防団係</p> <p>予防課</p> <p>予防係</p> <p>保安係</p> <p>指導係</p> <p>警防課</p> <p>警防第 1 係</p> <p>警防第 2 係</p> <p>機械係</p> <p>救急課 (必要ある時は第 1 係、第 2 係を置くことができる。)</p> <p>救急第 1 係</p> <p>救急第 2 係</p> <p>救急指導係</p>	

現 況		具体的な調整方法
風 連	名 寄	
18	<p>【職員定数】（H16.4.1現在）</p> <p>上川北部消防事務組合に派遣する職員14人</p> <p>消防吏員</p> <p>消防司令 1人</p> <p>消防司令補 6人</p> <p>消防士長 3人</p> <p>消防副士長 2人</p> <p>消防士 2人</p> <p>合計 14人</p> <p>（うち1人本部派遣）</p>	<p>上川北部消防事務組合に派遣する職員45人</p> <p>消防吏員</p> <p>消防監 1人</p> <p>消防司令長 1人</p> <p>消防司令 7人</p> <p>消防司令補 16人</p> <p>消防士長 7人</p> <p>消防副士長 4人</p> <p>消防士 9人</p> <p>合計 45人（うち4人本部派遣）</p> <p>事務吏員 2人</p> <p>合計 47人</p>
23	<p>【消防職員の勤務体制等】</p> <p>（勤務時間）</p> <p>毎日勤務者 月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分</p> <p>交替制勤務者 午前8時45分から翌日午前8時45分までの間において、休憩時間を除き16時間。</p> <p>（週休日）</p> <p>毎日勤務者 4週8休制</p> <p>交替制勤務者 22週44休制</p>	<p>（勤務時間）</p> <p>毎日勤務者 月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分</p> <p>交替制勤務者 午前9時00分から翌日午前9時00分までの間において休憩時間を除き16時間。</p> <p>（週休日）</p> <p>毎日勤務者 4週8休制</p> <p>交替制勤務者 6週12休制</p>

現 況		具体的な調整方法	
風 連	名 寄		
28	<p>【給与】</p> <p>【給与の種類】 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当</p> <p>【給料表】 風連町「職員の給与に関する条例」を準用。</p> <p>【諸手当】 風連町「職員の給与に関する条例」を準用。 (特殊勤務手当は除く)</p>	<p>【給与の種類】 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当</p> <p>【給料表】 名寄市「職員の給与に関する条例」を準用。</p> <p>【諸手当】 名寄市「職員の給与に関する条例」を準用。 (特殊勤務手当は除く)</p>	
29	<p>【消防特殊勤務手当】</p> <p>(1) 消防業務手当 日勤者 月額 3,000円 交代制勤務者 月額 5,000円</p> <p>(2) 夜間特殊業務手当 交替制勤務を正規の勤務としている者が正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務時間に従事した場合 2時間未満 410円 2時間以上 730円</p> <p>(3) 救急・救助及び救急出動手当 勤務地内及び勤務地外120km未満 1回 500円 120km以上 180km未満 1回 1,500円 180km以上 320km未満 1回 3,000円 320km以上 1回 5,000円 災害・救助及び救急活動をしない場合は半額</p>	上川北部消防事務組合条例事項につき同一	

現 況		具体的な調整方法																																							
風 連	名 寄																																								
37	<p>【配備車両の状況】</p> <p>【風連消防署】</p> <table> <tr><td>水槽付消防ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ付水槽車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>救急自動車</td><td>1台</td></tr> </table> <p>【消防団分団詰所】</p> <p>町内分団詰所 4 個所に</p> <table> <tr><td>水槽付消防ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ポンプ自動車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ付水槽車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ積載車</td><td>2台</td></tr> </table>	水槽付消防ポンプ自動車	1台	小型動力ポンプ付水槽車	1台	救急自動車	1台	水槽付消防ポンプ自動車	1台	ポンプ自動車	2台	小型動力ポンプ付水槽車	1台	小型動力ポンプ積載車	2台	<p>【名寄消防署】</p> <table> <tr><td>水槽付消防ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>化学消防ポンプ自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ付水槽車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ポンプ自動車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>高規格救急自動車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>救急自動車</td><td>2台</td></tr> </table> <p>(1台は処分予定)</p> <table> <tr><td>指令車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>広報車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>器具車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>連絡車</td><td>1台</td></tr> </table> <p>【消防団分団詰所】</p> <p>市内分団詰所 5 個所に</p> <table> <tr><td>ポンプ自動車</td><td>4台</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ付水槽車</td><td>1台</td></tr> </table>	水槽付消防ポンプ自動車	1台	化学消防ポンプ自動車	1台	小型動力ポンプ付水槽車	1台	ポンプ自動車	2台	高規格救急自動車	1台	救急自動車	2台	指令車	1台	広報車	1台	器具車	1台	連絡車	1台	ポンプ自動車	4台	小型動力ポンプ付水槽車	1台	
水槽付消防ポンプ自動車	1台																																								
小型動力ポンプ付水槽車	1台																																								
救急自動車	1台																																								
水槽付消防ポンプ自動車	1台																																								
ポンプ自動車	2台																																								
小型動力ポンプ付水槽車	1台																																								
小型動力ポンプ積載車	2台																																								
水槽付消防ポンプ自動車	1台																																								
化学消防ポンプ自動車	1台																																								
小型動力ポンプ付水槽車	1台																																								
ポンプ自動車	2台																																								
高規格救急自動車	1台																																								
救急自動車	2台																																								
指令車	1台																																								
広報車	1台																																								
器具車	1台																																								
連絡車	1台																																								
ポンプ自動車	4台																																								
小型動力ポンプ付水槽車	1台																																								
38	<p>【消防職員住宅】</p> <p>消防職員住宅の戸数</p> <table> <tr><td>イ 木造 2 階建</td><td>1 棟</td><td>4 戸</td><td>(昭和 4 9 年)</td></tr> <tr><td>家賃</td><td colspan="3">4,840 円</td></tr> <tr><td>ロ 木造平屋建</td><td>2 棟</td><td>2 戸</td><td>(昭和 6 2 年)</td></tr> <tr><td>家賃</td><td colspan="3">8,160 円</td></tr> </table>	イ 木造 2 階建	1 棟	4 戸	(昭和 4 9 年)	家賃	4,840 円			ロ 木造平屋建	2 棟	2 戸	(昭和 6 2 年)	家賃	8,160 円			(職員住宅なし)																							
イ 木造 2 階建	1 棟	4 戸	(昭和 4 9 年)																																						
家賃	4,840 円																																								
ロ 木造平屋建	2 棟	2 戸	(昭和 6 2 年)																																						
家賃	8,160 円																																								

現 況		具体的な調整方法
風 連	名 寄	
39	【消防予算】（平成16年4月1日現在） 平成16年度風連町一般会計 歳出予算 46億4,500万円 消防に要する経費 消防費(2.8%) 1億3,151万7千円 (災害対策費を除く) 消防本部費 1,139万7千円 風連消防費 1億2,012万0千円 住民一人当たりに使われる金額 消防費：24,260円	平成16年度名寄市一般会計 歳出予算 146億2,981万9千円 消防に要する経費 消防費(3.2%) 4億7,053万6千円 (災害対策費を除く) 消防本部費 4,567万円 名寄消防費 4億2,486万6千円 住民一人当たりに使われる金額 消防費：17,636円
41	【消防公有財産(建物等)】 1 行政財産 消防施設(庁舎及び消防団詰所) 木造(延べ) 671.62㎡ 非木造(延べ) 845.12㎡ 計 1,516.31㎡ 2 水利施設 防火井戸 1基	1 行政財産 消防施設(庁舎及び消防団詰所) 木造(延べ) 462.51㎡ 非木造(延べ) 1,683.36㎡ 計 2,145.87㎡ 2 水利施設 防火水槽 15基

		現 況		
		風 連	名 寄	具体的な調整方法
43	【消防水利】 公設防火水槽 4 0 m ³ 1 4 箇所 消火栓 4 0 箇所 防火井戸 1 箇所 防火水槽 年次計画なし 消火栓 消火栓設置計画なし	公設防火水槽 4 0 m ³ 2 5 箇所 消火栓（公設） 3 2 2 箇所 消火栓（私設） 1 8 箇所 その他（防火井戸） 1 箇所 防火水槽 年次計画なし 消火栓 名寄消防署の消火栓設置計画により設置		
44	【資機材配備状況】 (救助用資機材) ポートパワー 1式 チェーン 1 エンジンカッター 2 万能斧 2 救命胴衣 8 エアーツール 1式 空気呼吸器 5 耐熱服 2 油圧救助機械 1式 カッター 1 スプレッター 1 防毒マスク 3 スノーボード 1 スクープストレッチャー 1 呼吸器用拡声器 1 可燃性ガス測定器 2	(救助用資機材) 三連はしご 1 かぎ付はしご 1 油圧救助機械 1式 内訳 スプレッター 1 カッター 1 ラムシリンダー 1 油圧手動ポンプ 1 ペダルカッター 1 可搬式ウインチ 1 マット型空気ジャッキ 2 サバイバースリング 1 救助用平担架 1 スクープストレッチャー 1 バスケットストレッチャー 1 カラビナ 20 (O型環付)		

現 況		具体的な調整方法
風 連	名 寄	
	滑車 1 携帯用コンクリート破壊器 1 (ストライカー) 耐電手袋 3 耐電長靴 3 山岳器具 1 (パーチカルストレッチャー) 救命胴衣 大人 10 子供 1 救命浮環 1 救命ボート 1 船外機 1 救命索発射銃 2 救助用縛帯 2 シットハーネス 2 空気呼吸器 2	
46	【消防団組織】 風連消防団本部 団長 1名 副団長 1名	名寄消防団本部 団員数： 定員 21名 実員 19名 地域： 名寄市全域 構成： 団長 1名 副団長 3名 分団長 1名 部長 2名 班長 3名 団員 9名

現 況		具体的な調整方法
風 連	名 寄	
<p>第1分団</p> <p>団員数： 実員 29名</p> <p>地域： 風連町全域</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 部長 2名 班長 3名 団員 22名</p> <p>第2分団</p> <p>団員数： 実員 11名</p> <p>地域： 豊里・瑞生・西風連地区</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 班長 1名 団員 8名</p> <p>第3分団</p> <p>団員数： 実員 11名</p> <p>地域： 旭・東風連地区</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 班長 1名 団員 8名</p> <p>第4分団</p> <p>団員数： 実員 13名</p> <p>地域： 日進地区</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 班長 1名 団員 10名</p> <p>定数 67名 実員 66名</p>	<p>名寄消防団本部分団</p> <p>団員数： 定員 25名 実員 19名</p> <p>地域： 名寄市全域</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 部長 2名 班長 5名 団員 10名</p> <p>名寄消防団第1分団</p> <p>団員数： 定員 18名 実員 17名</p> <p>地域： 名寄市全域</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 3名 団員 11名</p> <p>名寄消防団第2分団</p> <p>団員数： 定員 18名 実員 18名</p> <p>地域： 名寄市全域</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 3名 団員 12名</p> <p>名寄消防団第3分団</p> <p>団員数： 定員 18名 実員 16名</p> <p>地域： 名寄市全域</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 1名 部長 1名 班長 3名 団員 10名</p>	

現 況		具体的な調整方法	
風 連	名 寄		
	<p>名寄消防団第4分団</p> <p>団員数： 定員 30名 実員 30名</p> <p>地域： 名寄市智恵文地区</p> <p>構成： 分団長 1名 副分団長 2名 部長 2名 班長 4名 団員 21名</p> <p>第1分団から第3分団の地域については、市内の区域割 りがある。</p>		
47	<p>【消防団施設・機械】</p> <p>風連消防団</p> <p>分団数 4分団</p> <p>消防車両</p> <p>第1分団</p> <p>水槽付ポンプ車 (1台)</p> <p>消防ポンプ車 (1台)</p> <p>第2分団</p> <p>小型動力ポンプ積載車(1台)</p> <p>第3分団</p> <p>小型動力ポンプ積載車(1台)</p> <p>第4分団</p> <p>消防ポンプ車 (1台)</p> <p>小型動力ポンプ付水槽車 (1台)</p>	<p>名寄消防団</p> <p>分団数 5分団</p> <p>消防車両</p> <p>第1分団</p> <p>消防ポンプ車(1台)</p> <p>第2分団</p> <p>消防ポンプ車(1台)</p> <p>第3分団</p> <p>消防ポンプ車(1台)</p> <p>第4分団</p> <p>消防ポンプ車(1台)</p> <p>小型動力ポンプ付水槽車 (1台)</p> <p>本部分団</p> <p>災害現場付近の警戒・警備を任務とするため保有車両なし</p>	

現 況		具体的な調整方法	
風 連	名 寄		
<p>【消防団の報酬等】</p> <p>(報酬)</p> <p>年額 (毎年4月支給)</p> <p>団長 144,000円</p> <p>副団長 115,200円</p> <p>分団長 69,600円</p> <p>副分団長 57,600円</p> <p>部長 51,600円</p> <p>班長 43,200円</p> <p>団員 38,400円</p> <p>機関員 43,200円</p> <p>(費用弁償)</p> <p>(毎年4月支給)</p> <p>災害出動 1 出場 5,500円</p> <p>警戒出動 1 出場 3,700円</p> <p>訓練出動 1 出場 3,700円</p> <p>その他必要と認める勤務 1 出場 3,000円</p> <p>ただし、災害出動については、1 出場を 4 時間以内とする。</p>	<p>一部事務組合事務につき同一</p>		
59	<p>【救急業務】(平成16年4月1日現在の有資格者)</p> <p>救急隊員資格取得者 12名</p> <p>(救急車両)</p> <p>救急自動車2B型 1台</p> <p>(担当部署)</p> <p>当日の当務隊員による勤務体制</p>	<p>救急救命士資格者 4名</p> <p>救急隊員資格取得者 26名(救命士除く)</p> <p>(救急車両)</p> <p>高規格救急自動車 1台</p> <p>救急自動車2B型 2台(1台は廃棄予定)</p>	

現 況		具体的な調整方法
風 連	名 寄	
		(担当部署) 第1消防隊救急課救急専従員4名・第2消防隊救急課救急専従員6名の隔日勤務体制 第1出動中は救急課救急専従員以外の有資格者により救急隊編成
66	【緊急通信システム】 該当なし	(目的) 災害情報の迅速・正確な把握による災害情報体制の充実 (システム概要)(メーカー OKI 製) 指令装置 消防無線装置 火災情報案内装置 気象観測装置 消防通信録音装置 システムメンテナンス費用 年間945,000円(うち消費税45,000円)
67	【消防無線関係】 基地局 10W 1基 市町村消防波専用 " 道内共通波専用 固定局 風連消防署消防サイレン固定局 10W 1基 町内サイレン固定局 10W 3基	基地局 10W 1基 市町村消防波専用 市町村消防波専用 道内共通波専用 固定局 名寄消防署消防サイレン固定局 10W 1基 受信専用固定局 5基

		現 況						具体的な調整方法
		風 連		名 寄				
	陸上移動局							
	車両積載型	10W	10基	車両積載型	10W	10基		
	携帯型	1W	2基	携帯型	5W	5基		
	携帯型	5W	3基	携帯型	1W	11基		
68	【緊急通信指令関係】 (風連消防署通信指令室関連装置) ・災害弱者緊急通報システム			(名寄消防署通信指令室関連装置) ・消防緊急通信指令システム ・災害弱者緊急通報システム ・名母トンネル緊急通報装置 ・名寄バイパス非常電話				

専 門 部 会 決 裁 項 目

（防災・消防分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針	
		16	消防本部の組織及び機構	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		19	消防職員の任免	特になし	適切な採用計画に基づいて派遣する
		20	階級の昇任	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		21	消防公務の証	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		22	業務に冠する資格	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		24	消防職員委員会	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		25	教育訓練	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		26	感染予防対策	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		27	管内道路工事状況把握	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		30	消防報賞金	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		31	職員への貸与被服等	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		32	職員の表彰	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		33	消防吏員の公務災害補償	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		34	災害補償共済	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		35	組合長の権限に属する事務の専決事項	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務

専 門 部 会 決 裁 項 目

（防災・消防分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針	
		36	消防長等の専決事項	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		40	公有財産土地	特になし	行政財産として新市に引き継ぐ
		41	消防公有財産(車両等)	特になし	37項、配置車両の状況に記載
		45	手数料の取扱	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		49	消防団の表彰	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		50	消防団員の表彰	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		51	消防団員被服等の貸与	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		52	消防団員災害補償等掛金事務	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		53	消防団員公務災害補償事務	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		54	賞じゅつ金	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		55	退職報償金	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		56	警防出動計画	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		57	火災・救急・救助出動統計	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		58	消防広域応援	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		60	特定行為指示病院	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務

専 門 部 会 決 裁 項 目

(防災・消防分科会)

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
		61	救命講習会の実施	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		62	その他消防・防災組織	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		63	危険物施設の設置許可・検査	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		64	建築物の同意事務	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		65	避難訓練指導	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		69	火災予防条例・施行規則	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務
		70	危険物規制規則	特になし	上川北部消防事務組合の所管事務

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C - 1 2 負担金・補助金等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現				況			
風連町				名寄市			
科目名	区分	負担金・補助金名	本年度金額	科目名	区分	負担金・補助金名	本年度金額
議会費				1 議 会 費	負	全国市議会議長会負担金	430
	負	北海道町村議会議員公務災害補償等組合負担金	56		負	北海道市議会議長会負担金	126
					負	全国市議会議長会基地協議会負担金	50
	負	議長会宗谷線部会負担金	60		負	議長会宗谷線部会負担金	90
					負	広域行政圏市議会協議会負担金	15
					負	全国自治体病院経営都市議会協議会負担金	18
					補	政務調査費	2,640
教育委員会費	負	ボイラー協会負担金	22	一般管理費	負	ボイラー協会負担金	18
財産管理費	負	安全運転管理者協議会負担金	10		負	安全運転管理者協議会負担金	60
					負	安全運転管理者事業主会負担金	12
					負	電波利用負担金	11
					負	電信電話ユーザー協会負担金	5
情報管理費	負	地方自治情報センター会員負担金	50		負	公衆電話会費	3
一般管理費	負	上川町村会特別会計負担金	1,939		負	地方自治情報センター会員負担金	70
	負	北海道市町村総合事務組合負担金	850		負	全国市長会負担金	249
地域振興費	補	行政推進交付金	1,217		負	北海道市長会負担金	2,120
情報管理費	負	北海道広報協会負担金	4		負	北海道都市学会負担金	10
	負	日本広報協会負担金	15	5 広 報 広 聴 費	補	町内会自治活動交付金	10,448
				負	北海道広報協会負担金	11	
				補	町内会連合会補助金	500	

一般管理費	補	職員福利厚生補助金	760	2	人事管理費	補	福利厚生会補助金	5,066
職員費	負	北海道退職手当組合負担金	80,317		負	共済組合職員長期給付負担金	200	
	負	北海道市町村職員福祉協会負担金	1,504		負	北海道市町村職員福祉協会負担金	4,576	
					負	日本人事試験研究会負担金	32	
					負	社会保険協会負担金	8	
					補	自主研究グループ活動補助金	30	
財政管理費	負	北海道町村収入役会負担金	5		会計管理費	負	北海道都市収入役会負担金	29
財産管理費					財産管理費	負	防火管理者協会負担金	50
	負	危険物安全協会負担金	18			負	危険物安全協会負担金	16
車両管理費	負	安全運転管理者協議会負担金	10			負	旭川地方自動車整備振興会負担金	41
	負	整備管理者協会負担金	3			負	旭川地方自動車整備振興会名寄地支部会負担金	30
	負	旭川地方自家用自動車協会負担金	8			負	旭川地方自家用自動車協会負担金	5
生活対策費	補	風連町交通安全協会補助金	140			負	名寄交通安全協会負担金	20
地域振興費	負	北方領土復帰期成同盟負担金	10		企画費	負	北方領土復帰期成同盟負担金	10
	企画調整費	補	総合計画地域協議会補助金			150		
						負	上川地方総合開発期成会負担金	410
	負	上川北部地区広域市町村圏振興協議会負担金	98			負	上川北部地区広域市町村圏振興協議会負担金	267
地域振興費	負	発電施設関係市町村協議会負担金	22			負	全国特別豪雪地帯市町村協議会負担金	92
	負	北海道地域活動振興協会負担金	10			負	北海道基地協議会負担金	13
						負	防衛施設周辺整備全国協議会負担金	12
企画調整費	負	天塩川流域ニューフロンティア構想推進協議会負担金	10			負	全国基地協議会分担金	4
	負	宗谷本線活性化推進協議会負担金	10			負	天塩川流域ニューフロンティア構想推進協議会負担金	10
	負	全国積雪寒冷地帯振興協議会負担金	69			負	宗谷本線活性化推進協議会負担金	30
	負	上川北部通勤者-空港建設促進期成会負担金	34			負	全国雪寒都市対策協議会負担金	14
						負	北海道地域総合研究所負担金	50
一般管理費	負	名寄地方自衛隊協力会負担金	174			負	上川北部通勤者-空港建設促進期成会負担金	133
						負	北海道地域航空推進協議会負担金	40
				負		全国地域航空システム推進協議会負担金	45	
企画調整費	補	持家住宅促進補助金	3,728	補		名寄市自衛隊後援会補助金	500	
				負	名寄地方自衛隊協力会負担金	440		
				負	名寄地区自衛官志願推進協議会特別負担金	30		
				負	克雪利雪技術研究会負担金	20		

地域振興費	補	定住促進補助金	2,160	務	補	名寄市まちづくり推進事業助成金	500
					補	名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会補助金	500
	補	地域活性化推進	1		補	名寄・ドリンスク友好委員会補助金	500
					負	北海道サハリンビジネス交流支援協会負担金	100
					負	日ロフェリー定期航路利用促進協議会負担金	40
					負	北方圏センター負担金	20
	負	北方圏センター負担金	10		負	日本国際連合協力会北海道本部負担金	10
	負	北の星座共和国写真コンテスト	50		負	稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会負担金	30
					負	北海道サハリン姉妹都市代表者会議負担金	50
					負	北海道カナダ協会負担金	10
企画調整費	負	全国過疎地域自立促進連盟北海道支部負担金	72	負	名寄線代替バス車両更新負担金	7,876	
				負	全国過疎地域自立促進連盟北海道支部負担金	100	
				負	上川支庁市町村PR用パネル負担金	10	
生活対策費	補	町内バス路線交通維持補助金	8,900	補	生活交通路線運行補助金	4,839	
社会教育費	補	都会っ子との体験交流実行委員会補助金	1,800	負	名寄線代替バス運営協議会負担金	33	
地域振興費	補	都市交流推進委員会補助金	1,200	補	東西バス路線運行補助金	3,032	
	補	札幌風連会補助金	50	補	名寄・藤島少年少女交流事業補助金	400	
	補	旭川風連会補助金	50				
生活対策費				補	東京なよろ会補助金	500	
	補	街路灯設備費補助金	703	補	名寄・藤島交流友の会補助金	100	
	補	風連町防犯協会補助金	380	負	名寄線代替バス運行ダイヤ変更負担金	44	
	負	名寄地区暴力追放運動推進協議会負担金	50	公平	負	北海道市公平委員会連絡協議会負担金	6
地域振興費	負	人権擁護委員協議会負担金	26	委員会費	負	全国公平委員会連絡協議会負担金	25
税務総務費	負	軽自動車申告共同事務処理協議会負担金	25	諸 費	補	名寄市防犯協会補助金	1,300
	負	資産評価システム研究センター負担金	30		負	名寄地区暴力追放運動推進協議会負担金	200
	補	農業所得調査会	1,000	補	名寄人権擁護委員協議会補助金	84	
	補	納税推進補助金	869	賦課徴収費	負	道北地区都市税務協議会負担金	78
	補	風連町納税貯蓄組合連合会補助金	100		負	資産評価システム研究センター負担金	75
			補		納税奨励交付金	1,700	
			補	名寄市納税貯蓄組合連合会補助金	250		
			負	北海道都市税務協議会分担金	4		
			戸籍住民 基本台帳費	負	名寄地区戸籍住民事務協議会負担金	43	
				負	北海道都市外国人登録事務協議会負担金	6	

	戸籍住民	負	名寄地区戸籍住民事務協議会負担金	17		選挙管理	負	全国市区選挙管理委員会連合会北海道支部負担金	63	
	基本台帳費	負	北海道外国人登録事務協議会負担金	3		選挙管理	補	名寄市統計協議会補助金	400	
	選挙管理	負	北海道市町村総合事務組合負担金	38		委員会費	負	北海道統計協会負担金	8	
	委員会費					統計調査費	負	全国都市監査委員会負担金	21	
	統計調査費	負	農林統計協会負担金	30		負	北海道都市監査委員会負担金	25		
社会福祉	総務費	補	風連町社会福祉協議会補助金	7,697	3	社会福祉	補	名寄市社会福祉協議会補助金	35,033	
		補	保護司会（間接補助）	136			総務費	補	保護司会名寄支部補助金	72
		補	旭川保護会補助金	30				補	旭川保護会補助金	50
		補	遺族会（間接補助）	180				補	名寄市遺族会補助金	87
		補	日赤奉仕団（間接補助）	43						
		補	更正保護婦人会（間接補助）	43			補	献血推進協議会補助金	15	
		負	介護保険低所得利用者負担対策事業負担金	259			補	戦没者追悼式補助金	200	
		負	社会福祉施設支援費支払代行事業負担金	487			補	おもちゃライブラリー運営補助金	90	
		負	重度心身障害者施設負担金	8			負	知的障害者更生施設建設償還費負担金	11,049	
		負	難病連負担金	12			補	平和音楽大行進補助金	270	
		負	高齢者問題研究協会負担金	10			市民活動費	補	結婚相談センター運営補助金	50
		補	結婚相談所補助金	600				負	消費生活展負担金	30
								負	消費者セミナー負担金	50
		農業振興費						補	名寄消費者協会補助金	1,314
					交通安全	補	名寄市交通安全運動推進委員会交付金	3,000		
生活対策費	補	風連消費者協会補助金	188	生		対策費	補	名寄地区交通安全協会連合会補助金	400	
	補	風連町交通安全運動推進委員会交付金	1,378		老人福祉費		補	指圧等施術費補助金	2,250	
	補	名寄地区交通安全協会連合会補助金	100			補	高齢者事業センター運営費補助金	2,400		
社会福祉	総務費	補	風連爽風会補助金	26,519	補	高齢者交通費助成事業補助金	3,800			
		補	高齢者事業団育成補助金	500	補	公衆浴場老人開放事業補助金	15			
					負	介護予防事業講師派遣負担金	90			
					補	敬老事業補助金	6,000			
					補	社会福祉法人利用者負担減免措置負担金	475			
		補	地域敬老事業補助金	1,193	補	家族介護慰労事業補助金	100			
				身体障害者	補	重度障害者ハイヤー料金補助金	5,332			
			補		重度視力障害者電話料助成金	243				
			補		身体障害者福祉協会名寄支部補助金	135				

	補	風連町身体障害者福祉協会（間接補助）	112			負	北海道障害者雇用促進協会負担金	10	
						補	身体障害者自動車運転免許取得補助金	200	
						補	身体障害者自動車改造費補助金	200	
						補	上川北部聴覚障害者協会名寄支部補助金	20	
						知的障害者福祉費	補	知的障害者地域共同作業所運営事業補助金	6,680
保険医療費	負	日本国民年金協会負担金	6			精神障害者	負	上川北部精神保健協会負担金	56
健康推進費	負	上川北部精神保健協会負担金	12			福祉費	補	名寄断酒会補助金	14
	補	精神障害者社会復帰施設補助金	345				補	精神障害者社会復帰施設運営事業補助金	3,266
							補	精神障害者ボランティア活動支援事業補助金	300
社会福祉総務	補	民生児童委員協議会補助金	979			民生委員費	補	民生委員児童委員連絡協議会補助金	6,705
	補	老人クラブ運営補助金	588			老人クラブ費	補	老人クラブ運営費補助金	2,620
							補	老人クラブ連合会補助金	364
							負	名寄近隣市町村老人クラブ連絡協議会負担金	65
在宅介護支援センター費	負	北海道在宅介護支援センター協議会会費	30			在宅介護支援センター費	負	北海道在宅介護支援センター協議会会費	30
						児童福祉総務費	負	北海道家庭児童相談員連絡協議会負担金	5
児童福祉費						母子福祉費	補	名寄市母子会補助金	90
	負	常設保育所運営費負担金	42,042				補	癌検診補助金	10
	補	常設保育所運営補助金	250			保育所費	負	北海道社会福祉協議会保育協議会負担金	111
	補	子育て支援事業補助金	9,957				負	研修会受講負担金	49
							補	私立保育所夜間保育運営補助金	500
					補		保育所児童交通費助成金	100	
健康推進費						負	日本スポーツ振興センター保護者負担金	123	
	負	名寄地区療育推進連絡協議会負担金	22			母子通園費	負	北海道情緒障害児教育協議会負担金	3
							負	名寄地区療育推進連絡協議会負担金	230
							負	北海道通園センター連絡協議会負担金	10
							負	上川管内言語障害児教育研究会負担金	6
						負	北海道言語障害児教育研究協議会負担金	5	
					生活保護費	負	北海道生活保護医療協力医会会費	4	
					4	保健衛生総務費	補	上川北部医師会附属看護学院補助金	1,000
							補	旭川赤十字病院救命救急センター運営補助金	125
							補	名寄開業医師会運営費補助金	1,620

健康推進費				衛 生 費	補	名寄地方食品衛生協会名寄支部補助金	100	
					補	救急医療病院群輪番制病院運営事業補助金	35,679	
	補	風連町食生活改善協議会補助金	43		負	北海道総合在宅ケア事業団負担金	700	
	負	救急医療啓発普及費負担金	314		補	老人保健施設整備資金利子補給補助金	1,000	
	負	北海道総合在宅ケア事業団負担金	700		保健 センター費	負	北海道保健センター連絡協議会負担金	35
	負	救命救急センター負担金	26		補	名寄市保健推進員協議会交付金	520	
					負	健康まつり負担金	350	
	補	風連町保健推進員協議会補助金	482		病院費	負	北海道自治体病院開設者協議会負担金	62
	負	市町村栄養士連絡協議会負担金	3		環境衛生費	補	公衆浴場確保対策事業補助金	3,000
	負	市町村保健活動連絡協議会負担金	5		補	公衆浴場利用者ハイヤー料金助成金	221	
					公害対策費	負	水質検査負担金	4,896
					清掃総務費	負	北海道都市清掃事業協会負担金	10
					補	名寄市環境衛生推進員協議会交付金	600	
	環境衛生費	負	環境整備協議会負担金		4	補	生ごみ堆肥化容器購入助成金	200
補	風連町衛生組合補助金	1,200	補	電動生ごみ処理機購入助成金	1,000			
生活対策費	補	リサイクル石けん研究会補助金	40	負	名寄地区衛生施設事務組合負担金	151,168		
環境衛生費	負	名風聖苑運営負担金	2,841	塵芥処理費	負	水質検査負担金	1,628	
	負	名寄地区衛生施設事務組合負担金	41,504	5	労働諸費	補	労働団体補助金	850
労働諸費				負	上川地方技能訓練協会負担金	30		
				負	北海道ILO協会旭川地方支部負担金	10		
				補	道北技能士会補助金	36		
	補	道北技能士会補助金	25	負	季節移動労働者福祉協会負担金	20		
	補	風連季節労働者の会補助金	200	補	中小企業退職金共済制度加入補助金	1,000		
商工業振興費	補	商工業従業員退職金共済加入掛金補助金	1,757	補	名寄市勤労者福祉推進員連絡協議会補助金	270		
				補	勤労者共済事業補助金	3,258		
				補	勤労者企業組合補助金	1,000		
				負	北海道雇用開発協会負担金	20		
				補	上川北部地域人材開発センター補助金	10,800		
				補	地域技能振興推進事業補助金	200		
労働諸費	負	上川北部地域人材開発センター負担金	162	補	技能士検定受験促進補助金	100		
				補	名寄で働こう奨励補助金	1,500		
				補	新学卒者雇用奨励補助金	3,000		

		負	北海道林道協会上川支部負担金	307			負	北海道造林協会上川支部負担金	110	
		負	北海道治山協会上川地方協会負担金	10			負	地域林業システム推進対策事業負担金	73	
		負	北海道造林協会上川支部負担金	97			負	北海道林業改良普及協会会費	10	
		負	北海道林業改良普及協会会費	10			補	私有林育成指導事業補助金	2,000	
		補	猟友会名寄支部風連部会	360			補	21世紀北の森づくり推進事業補助金	8,289	
		補	21世紀北の森づくり推進事業補助金	5,662			補	北の森づくり緊急対策事業補助金	1,400	
		補	森林愛護組合補助金	64			補	森林整備地域活動支援事業交付金	22,000	
		補	北の森づくり緊急対策事業補助金	980						
		補	森林整備地域活動支援事業交付金	20,400			補	健康の森維持管理交付金	10,402	
	商工業振興費	負	中小企業総合支援センター負担金	30			商業振興費	負	中小企業総合支援センター負担金	60
								負	優良道産品推奨協議会負担金	30
		補	風連町商工会補助金	14,880				補	中小企業指導事業補助金	4,000
								補	商工振興事業補助金	2,000
								補	中小企業団体振興事業補助金	100
								補	商店街環境整備促進事業補助金	400
								補	中小企業融資保証料補助金	1,700
		補	商工業融資保証料補給補助金	711				補	商店街活性化事業補助金	2,367
								補	企業立地促進補助金	20,322
								補	設備資金利子補給補助金	5,000
		補	商工業融資利子補給補助金	158				補	物産振興事業補助金	100
								補	中小企業大学校派遣補助金〔人材養成事業補助金〕	140
								補	商店街調査研究事業補助金	300
								負	5丁目近代化事業負担金	66
								補	空き地空き店舗活用補助金	810
								負	NPO法人なよろ観光まちづくり協会負担金	27,000
	観光費	補	NPO法人風連まちづくり観光補助金	5,881				負	道北観光連盟負担金	534
		補	ふるさとまつり実行委員会補助金	1,400				負	道北観光開発会議負担金	260
		負	道北観光連盟負担金	179				負	上川地方観光連盟負担金	68
		負	北海道観光連盟負担金	60				負	全国森林レクリエーション協会旭川支部負担金	30
		負	上川地方観光連盟負担金	41				補	ピヤシリ冬山パトロール活動補助金	100
		負	北海道オートリゾートネットワーク協会負担金	50						

						負	錦通融雪溝維持管理組合負担金	450	
						負	5丁目商店街融雪槽維持管理組合負担金	1,886	
						住宅管理費	負	北海道住宅建設促進会負担金	8
							補	住宅使用料負担軽減補助金	1,095
	土木総務費	負	北海道住宅建設促進会負担金	8					
	消費費	負	上川北部消防事務組合負担金	11,397	9	消防費	負	上川北部消防事務組合負担金	470,536
		負	上川北部消防事務組合風連消防負担金	120,120			負	道北地方山岳遭難防止対策協議会負担金	14
	教育委員会事務局費	負	北海道市町村教育委員大会負担金	6	10	教育委員会費	負	北海道都市教育委員会連絡協議会負担金	63
							負	上川管内教育委員会連合会負担金	67
							負	上川北部管内教育委員長・教育長合同会議開催負担金	15
						事務局費	負	上川教育振興会負担金	265
		負	上川管内教育施設整備期成会負担金	28			負	上川管内教育施設整備期成会負担金	25
		負	上川教育研修センター組合負担金	403			負	上川教育研修センター組合負担金	1,077
		負	北海道公立学校共済組合住宅災害負担金	61			補	文化・スポーツ振興補助金	2,000
		負	北海道公立学校共済組合公租分課負担金	242			負	北海道公立学校教職員互助会負担金	120
		負	自治体国際化協会外国青年招致事業人員割会費	75			負	自治体国際化協会外国青年招致事業人員割会費	75
		負	上川管内教育研究会負担金	21			負	外国青年英語指導助手傷害保険負担金	29
							補	生涯学習振興対策補助金	500
		負	北海道教育文化振興協議会負担金	2			負	北海道教育文化振興協議会負担金	2
							負	上川管内教職員人事推進事務負担金	14
							負	公立学校共済組合事務費負担金	3
							補	有朋高校通信協力校事業補助金	50
							補	ウィークエンド学校活用支援事業補助金	500
							負	徳田教員住宅下水道受益者負担金	183
							負	J E Tプログラム日本語研修負担金	20
							負	結核検診問診票判定負担金	50
		負	第6地区教科用図書採択教育委員会協議会負担金	76	育	育英事業費	補	育英奨学金金子補給補助金	200
		負	上川管内肢体不自由児教育研究会負担金	3			負	上川へき地複式教育連盟負担金	66
		負	上川へき地複式教育連盟負担金	92		教育研究指導費	負	教職員体育大会負担金	107
		負	教職員体育大会負担金	30			補	教育研究実践学校補助金	700
		補	教育研究振興補助金	900			補	名寄市校長会補助金	50
		補	風連町校長会補助金	135			補	名寄市教頭会補助金	35
		補	風連町教頭会補助金	108					

社会教育 総務費	補	風連町文化協会補助金	300	社会教育 総務費	補	名寄市文化協会補助金	360	
	補	地域婦人会補助金	85		補	女性団体連絡協議会補助金	135	
	補	風連町父母と先生の会連合会補助金	270		補	名寄市父母と先生の会連合会補助金	224	
	負	上川管内社会教育委員連絡協議会負担金	25		負	上川管内社会教育委員連絡協議会負担金	30	
					負	北海道地域活動振興協会負担金	10	
	負	北海道社会教育委員連絡協議会負担金	39		負	北海道社会教育委員連絡協議会負担金	51	
	補	瑞生大学自治会補助金	270		負	家庭教育学級負担金	835	
	補	獅子舞保存会補助金	122		補	東小コミュニティ施設運営費補助金	500	
	補	御料太鼓保存会補助金	59		負	社会教育主事会会費	4	
	負	北海道生涯学習協会会費	10		負	北海道生涯学習協会会費	10	
	負	上川北部広域施設活用ネットワーク事業 実行委員会負担金	10		負	上川北部広域施設活用ネットワーク事業 実行委員会負担金	80	
					負	PTA 全国研究大会北海道大会負担金	22	
	補	子ども会育成協議会補助金	300		青少年 育成費	補	名寄市ピヤシリ子ども会育成協議会補助金	830
						補	名寄ボーイスカウト補助金	36
	負	北海道青少年育成協会負担金	10			負	北海道青少年育成協会負担金	10
	負	上川北部子ども会交流会負担金	10					
	補	青年会補助金	100			補	へっちゃLAND名寄実行委員会補助金	530
						負	新成人の集い実行委員会負担金	520
						補	社会を明るくする運動補助金	23
			補	名寄市児童生徒補導協議会補助金		70		
			補	有害図書等排除運動推進協議会補助金		27		
負	上川北部広域補導連絡協議会負担金	30	負	上川北部広域補導連絡協議会負担金		60		
公民館費				公民館費	補	市民文化祭補助金	250	
					負	北海道公民館協会負担金	52	
	補	町民文化祭実行委員会補助金	300					
	補	公民館分館運営交付金	1,880					
					補	市民納涼盆踊大会補助金	400	
	負	北海道公民館協会上川支部負担金	5		負	北海道公民館協会上川支部負担金	7	
	負	上川北部公民館連盟負担金	5		負	上川北部公民館連盟負担金	5	
			補	智恵文地区レクリエーション大会補助金	100			
			女性児童	負	全国児童館連合会負担金	25		

						補	B & G少年の船参加者補助金	218
						補	B & G少年の大会参加補助金	176
						負	B & G少年の船送迎者負担金	109
						補	プール活動補助金	300
						補	体育施設管理交付金	21,341
	給食管理費	負	北海道学校給食研究協議会負担金	11		給食	北海道学校給食研究協議会負担金	28
		負	学校栄養士協議会負担金	14		センター費	大橋流通団地組合負担金	36
		補	学校給食会運営交付金	375				
	土木総務費	負	北海道災害復旧促進協会特別負担金	5	11	災害復旧費	北海道災害復旧促進協会特別負担金	5
					14	職員費	共済組合負担金	224,395
							退職手当組合負担金	313,002
							災害補償基金負担金	1,106

